

平成25年度 市税等納期カレンダー ー 宜野湾市

税目 月別	固定資産税	市県民税	軽自動車税	国民健康 保険税	後期高齢者 医療保険料	介護保険料	納期限
4月	1期						4月30日(火)
5月			全期				5月31日(金)
6月		1期					7月1日(月)
7月	2期			1期	1期	1期	7月31日(水)
8月		2期		2期	2期	2期	9月2日(月)
9月				3期	3期	3期	9月30日(月)
10月		3期		4期	4期	4期	10月31日(木)
11月				5期	5期	5期	12月2日(月)
12月	3期 25日(水)			6期 27日(金)	6期 27日(金)	6期 27日(金)	12月税目欄参照
1月		4期		7期	7期	7期	1月31日(金)
2月	4期			8期	8期	8期	2月28日(金)
3月					9期		3月31日(月)

*(12月は各税目とも25日に振替いたします。)
*口座振替日は左図の納期限と同日になります。

※このカレンダーは、市のホームページでもご覧いただけます。

市税等は期限内に納めましょう!!

問合せ：市税等収納対策本部 ☎893-4411(代表)

- 固定資産税・市県民税・軽自動車税について…納税課(内線251)
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について…国民健康保険課(内線141)
- 介護保険料について ……介護長寿課(内線167)

◆◆ 上記の納期カレンダーを見やすい所に貼り付けてご利用下さい。 ◆◆

平成25年度 学生納付特例 受付中

20歳以上であれば、学生であっても国民年金に加入し、年金保険料を納めなければなりません。しかし、収入が少なく納めることができなければ、「学生納付特例」を申請することができます。

対象者 ■ 大学(大学院)・高等学校・専門学校・各種学校など修学年数が1年以上の課程に在学する学生。
■ 前年の所得が118万円以下の方。

必要書類 ① 学生証(コピー可)・在学証明書のいずれか一つ
② 認め印

学生納付特例がみとめられると…

- ★ 学生納付特例期間は、年金の受給資格期間(最低25年必要)に算入されます。
- ★ 年金額の計算には反映されません。ただし、老齢年金の減額を防ぐため、10年間は保険料の追納ができます。
- ★ 障害年金・遺族年金の請求時には、納付と同じ扱いとなります。(申請が遅れると請求できなくなる場合があります)

手続きは
毎年必要です!



詳しくは 市民課年金係まで ☎893-4411(内線117)